

第1章 地域福祉計画について

1. 計画策定にあたって

(1) 計画の背景

少子高齢化¹の進展、家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化、市民の価値観の多様化や地域の経済活動の低迷など福祉を取り巻く社会情勢は変化しています。

また、引きこもりや自殺、児童虐待²、配偶者等からの暴力、子育て家庭の孤立化などの新たな社会的問題も発生しています。このため、地域での助け合いや支え合いの大切さがますます認識されてきています。その一方で、ボランティア団体やNPO³などの社会福祉分野での活動が拡大するなど、市民の福祉意識も大きく変化しつつあります。

このような社会情勢の中で、利用者の立場に立った社会福祉制度の充実、サービスの質の向上を図るとともに、地域福祉の推進が求められています。

本市では、平成20年3月に「第1次佐倉市地域福祉計画」を策定し、地域で暮らすすべての人が、人としての尊厳をもって、その人らしく、安心して暮らせる地域社会を創るための取り組みを推進してきました。しかし、近年の社会情勢の変化に伴う福祉に関する市民ニーズの多様化や複雑化、社会福祉制度の改正などに対応するため、これらに応じた計画の見直しを行うものです。

(2) 地域福祉とは

地域福祉とは、住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いのしくみを作っていくことです。地域福祉計画は、誰もが抱く「住み慣れた家や地域で、自分らしく幸せに暮らしたい。」という思いを実現するために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力、住民同士の相互扶助⁴、公的な制度の連携によって解決していこうとする取り組みなどを示すものです。

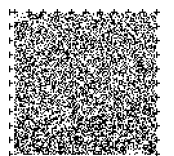
平成12年に「社会福祉法」が改正され、「地域福祉の推進」(第4条)が位置づけられました。この中では、福祉サービスを必要とする人々が自立した生活や社会参加ができるように、地域住民はもとより、福祉関係事業者、地域で福祉に関わる人々が相互に協力し、地域福祉を推進していくことが求められています。このように地域福祉は、一人ひとりの自立を基本とし、地域で支えていくものへと、その枠組みが大きく変わってきています。

¹ 生まれ来る子どもの割合が減少し、高齢者の割合が増えること。

² 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者)による児童(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレスト、心理的虐待の行為。

³ 社会貢献活動を行う民間の非営利団体で、市民活動団体とも呼ばれる。法人ではないボランティア団体も該当する。

⁴ 地域社会などで、その住民に社会生活上の何らかの問題を抱える者が生じた場合、自発的な協力・協同により援助を行うこと。



この地域福祉を計画的に進めていくため、社会福祉法に、市町村は「地域福祉計画」を策定する旨の規定が設けられ（第107条）、平成15年4月に施行されました。

【参考】

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なぜ今、地域福祉なのか

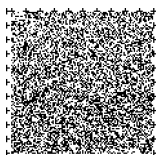
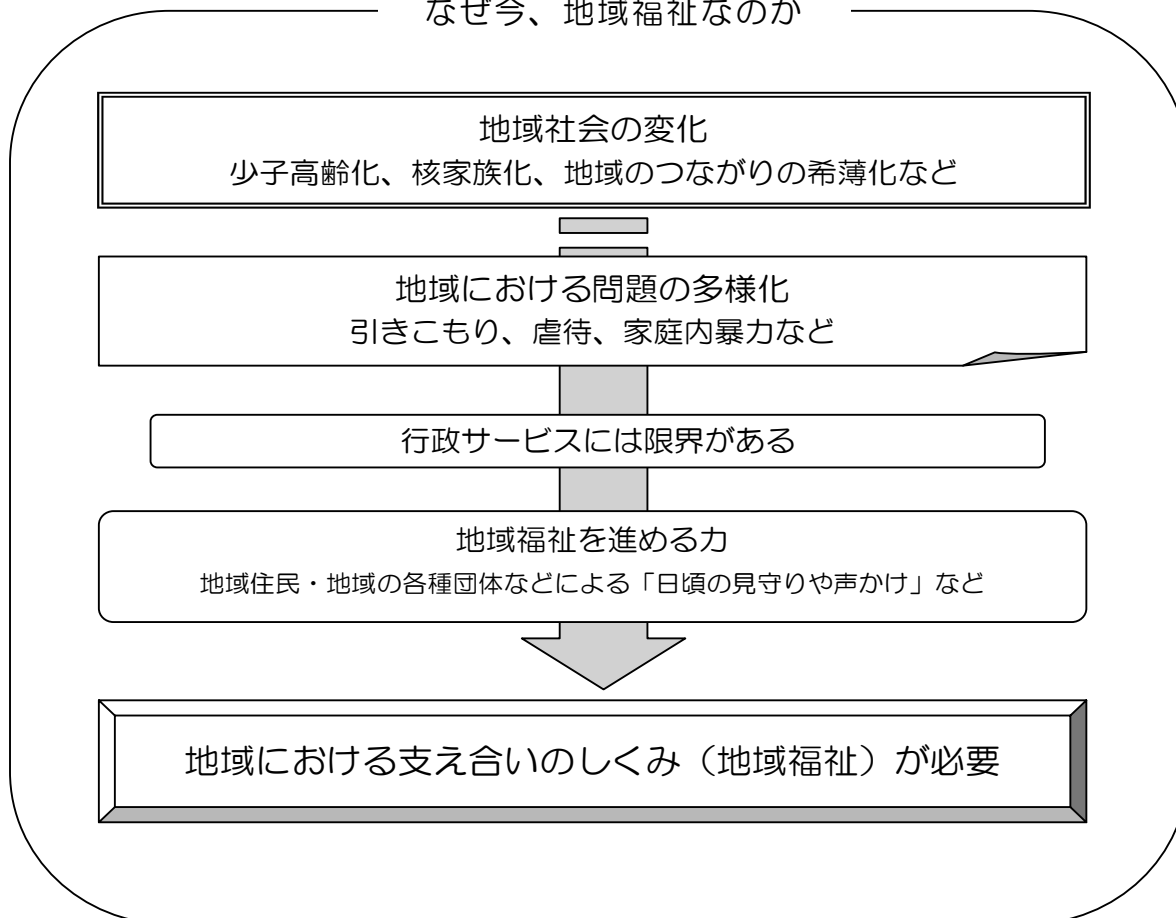


図1-1 地域福祉イメージ図

2. 計画の位置づけ

本計画は、第4次佐倉市総合計画・前期基本計画を上位計画とし、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

佐倉市は、これまで健康福祉分野の行政計画として、佐倉市高齢者福祉・介護計画、佐倉市障害者計画、佐倉市次世代育成支援行動計画、佐倉市健康増進計画及び佐倉市福祉のまちづくり計画を策定して、個々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、これら佐倉市の健康福祉分野の計画を横断的な視点から推進していくための計画です。

また、本計画は、住民の多様な生活課題について、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」の理念のもとに市と住民、関係機関、事業者等が相互に連携しその解決に向けた協働⁵の方向性を示す計画であり、教育や防災、男女平等参画⁶などさまざまな生活関連分野にわたる計画や施策を一部内包しています。

さらに、本計画は、社会福祉協議会が中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係にあります。

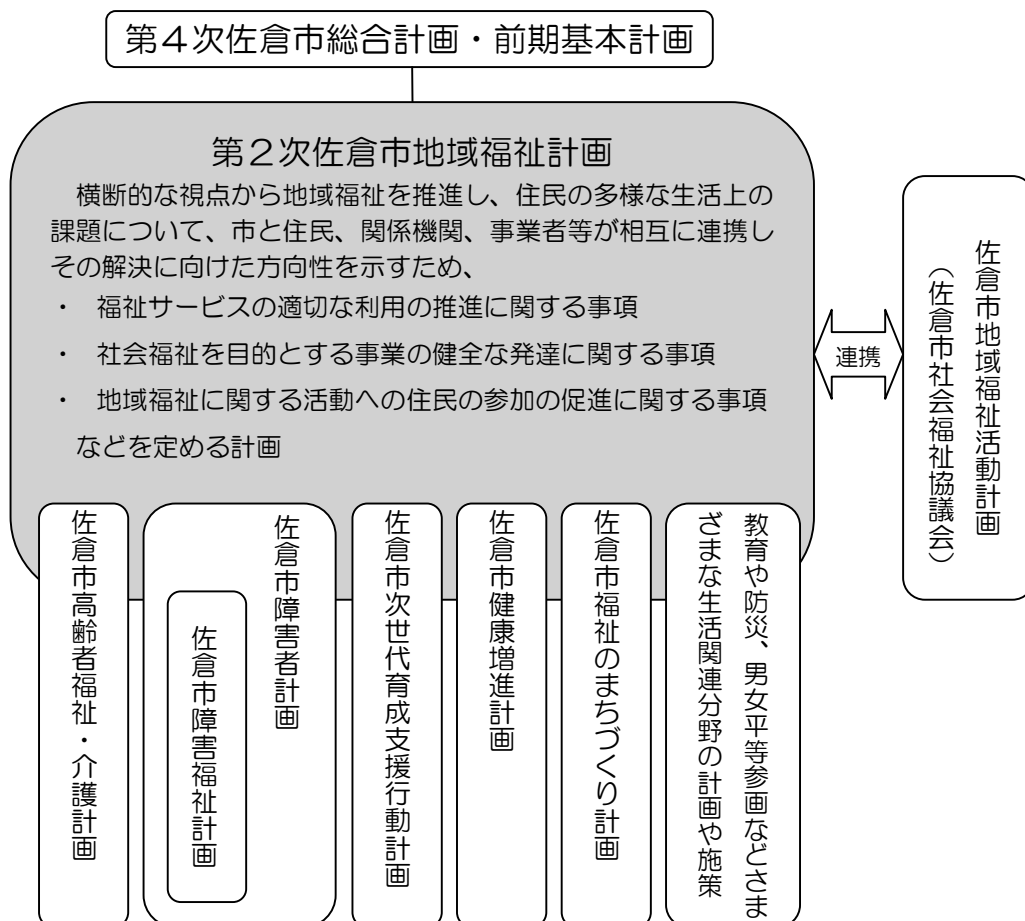
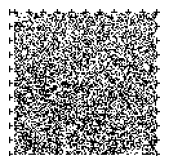


図 1-2 佐倉市地域福祉計画関係図

⁵ 市民（地域住民）と行政が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

⁶ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。



3. 計画の期間

本計画の期間は、第4次佐倉市総合計画・前期基本計画の計画期間の終期と整合させ、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
佐倉市総合計画	第3次計画（後期基本計画）			第4次計画（前期基本計画）				
佐倉市地域福祉計画	第1次計画			本計画（第2次計画）				
佐倉市高齢者福祉・介護計画	第4期計画			第5期計画				
佐倉市障害者計画	第3次改訂版			第4次改訂版				
佐倉市 次世代育成支援行動計画	前期計画			後期計画				
佐倉市健康増進計画								
佐倉市福祉のまちづくり計画								

図1-3 計画期間

4. 策定の方法と策定体制

計画の策定にあたっては、次の3つの組織を設置し、市民と市が協働して市民自らが策定作業を行いました。

① 佐倉市地域福祉計画推進委員会

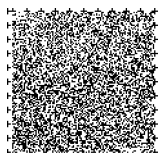
佐倉市地域福祉計画推進委員会は、分野別に「安心安全部会」「協働部会」「支え合い部会」「情報部会」の4つの専門部会を設置しました。現計画の進捗評価並びに次期計画策定のための生活課題の収集、分析、素案原案の作成などを行い市への提言をいただきました。福祉施設関係者、民生委員・児童委員、ボランティア、公募市民など10名で構成しました。

② 佐倉市地域福祉計画庁内検討会

佐倉市地域福祉計画庁内検討会は、庁内関係各課の意見を調整し、推進委員会からの提言審査などの検討を行いました。福祉部長、健康こども部長及び関係14課（室）の課長等で構成しました。

③ 地域福祉推進会議

地域福祉推進会議は、佐倉市地域福祉計画および社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に共通する課題や取り組みについて検討する合同の会議体で、両計画の推進委員等10名で構成しました。



計画の位置づけで述べたとおり、地域福祉計画と地域福祉活動計画は相互に連携・補完し合う関係にあり、両計画の策定組織が連携して計画策定作業を行いました。具体的には、両計画の計画策定過程において、相互に課題を共有し、取組みの方向性の一致を図り、合同により生活課題の収集・整理やタウンミーティング⁷を開催しました。また、収集された生活課題のうち、「行政と民間が協働で取り組んで解決した方がよい課題（以下、協働課題）」については、両計画の策定委員が合同で「協働部会」を設置しました。そして、その取組みについて協議し、両計画に反映しました。

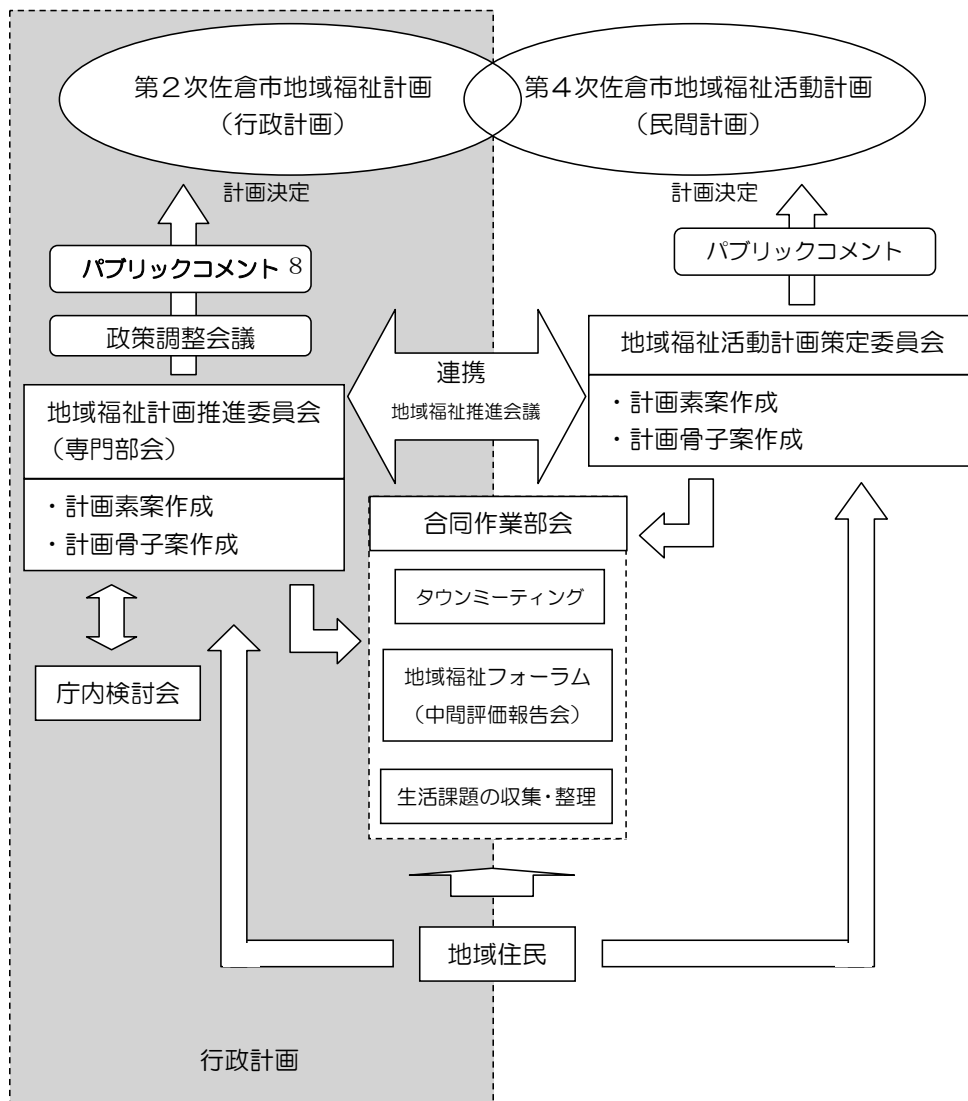
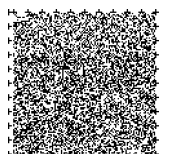


図1-4 計画の策定体制

⁷ 明確な定義はないが、市民と直接対話することによって、市政に対する市民の意見・提案を聴取することを目的として、地域の課題などをテーマに地域ごとに開催される会議を指すことが多い。

⁸ 行政機関が計画の立案等を行う際、その案を公表し、市民から意見を求め、その意見を考慮して決定する制度のこと。



5. 第1次計画から第2次計画へ

地域福祉計画推進委員会では、第1次計画について平成20年度、平成21年度の進行管理及び評価を行い、平成22年4月に「推進活動報告」として取りまとめました。(資料編「推進活動報告(中間評価)」参照)

委員会では、分野別に「安心安全部会」、「協働部会」、「支え合い部会」、「情報部会」の4つの専門部会を設け、推進評価などを行いました。その結果、主な成果として8項目、プロセス評価として3項目を挙げています。また、これからの地域福祉の推進について市として取り組むべきことを7項目にまとめました。

これらの結果を「地域福祉推進フォーラム(中間評価報告会)」で市民に公表し、意見をいただきました。第1次計画の期間が平成22年度をもって終了することから、これらの意見を踏まえ第2次計画の策定にあたりました。

〈地域福祉計画の主な成果〉

- ① **地域包括支援センター⁹**が市内5か所に設置されました。
 - ・市内5つの日常生活圏域に1か所ずつ設置され、24時間、365日の相談・支援に対応し、地域の高齢者及び家族の生活支援が可能になりました。
- ② **市ハザードマップ¹⁰作成と自主防災組織¹¹の組織率がアップ**しました。
 - ・**災害時要援護者¹²施設**を記載した洪水ハザードマップを作成しました。
- ③ 「**災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)**」「**災害時要援護者支援の手引き¹³**」を作成しました。
 - ・災害時要援護者支援の手引きを作成し、公表するとともに自治会・町内会等、民生委員・児童委員に配布し、啓発を図りました。
 - ・避難支援対策について、基本的な考え方を示した全体計画を策定しました。
- ④ **地域福祉推進会議**を設置しました。
 - ・「佐倉市地域福祉計画」と「佐倉市地域福祉活動計画」に共通する課題や、取り組みの検討などを行う地域福祉推進会議を設置しました。
- ⑤ 「**佐倉市ふるさとまちづくり応援のための寄附条例**」を制定しました。
 - ・各種事業を実施する財源を確保するための法令を整備しました。用途を「保健福祉の増進に関する事業」に指定することもできます。
- ⑥ **障害者の就労支援**を行いました。(障害者就業・生活支援センター¹⁴の誘致)
 - ・障害のある方々が職業を持ち自立するための支援を行う事業として、障害者就業・

⁹ 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中心になり、高齢者の介護予防ケアマネジメントを行うほか、高齢者虐待への対応、権利や財産を守る成年後見制度の利用支援を行っている。また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員・児童委員、自治会・町内会等、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援している。

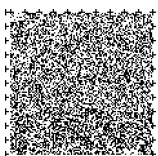
¹⁰ 災害の危険のある地域を示すだけでなく、避難場所や避難経路などの防災情報を含んだ地図。

¹¹ 大地震や大雨などの災害が広域的に発生したときに、地域の住民同士が協力し、自主的に地域の防災活動を行うこと(共助)が必要となり、それらの活動を行うために自治会、町内会等の単一または、これらの連合の組織で構成された団体。

¹² 災害時に、必要な情報を迅速かつ正確に把握して自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人。

¹³ 地域における災害時要援護者支援は、地域の特性に応じた様々な方法があり、市内で先進的な取組を行っている地域の紹介をするとともに、災害時要援護者支援の方法について紹介を行っているもの。

¹⁴ 障害者のための、就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する機関。



生活支援センターを佐倉市に誘致しました。

- ⑦ 保育園（1か所）・学童保育所（7か所）を増設しました。
- ⑧ 弥富地区に特別養護老人ホーム（100床）・診療所を開設しました。
 - ・ 診療所併設の定員100名の特別養護老人ホームを開所しました。

《地域福祉計画プロセス評価¹⁵⁾》

- ① 住民参加による地域福祉計画推進委員会を設置しました。
 - ・ 市民の目線で、計画の進捗及び評価、第2次計画策定に係る提言を行います。
- ② 庁内検討会と推進委員会の連携、事務事業評価を実施しました。
 - ・ 推進委員会開催時には、常に庁内検討会委員の出席を求め、随時庁内検討会委員の意見などを参考に会議を進めるとともに、双方の理解を図りました。
- ③ 社会福祉協議会との連携を図りました。
 - ・ 地域福祉推進会議の設置・運営は、合同の事務局体制により進め、福祉課題の収集や「公的」「民間」「協働」の課題切り分けなどを、協働で行い、第2次計画策定に向け連携を図りました。

《これからの地域福祉の推進について・市として取り組むべきこと》

- ① 交通・施設バリアフリー¹⁶⁾を推進します。
- ② (仮称)地域福祉コーディネーター¹⁷⁾の設置を検討します。
 - ・ (仮称)地域福祉コーディネーター育成のための養成講座等研修の実施を検討します。
- ③ 総合相談体制(ワンストップサービス)¹⁸⁾を検討します。
 - ・ 保健、福祉、介護、医療などの総合相談体制の充実を図り、ワンストップのサービスを目指します。
- ④ 地域福祉推進会議の継続・拡大をします。
- ⑤ 地域福祉活動拠点の整備を検討します。
 - ・ 地域福祉活動推進における活動拠点の確保を検討します。ファシリティマネジメント¹⁹⁾による公共施設の管理方法の見直しを図っていきます。
- ⑥ 地域福祉圏域²⁰⁾を検討します。
 - ・ 市民にとって参加しやすいエリア設定の議論が必要です。
- ⑦ 災害時要援護者支援対策を推進します。
 - ・ 防災行政無線放送網の有効地域調査とメール送信を検討します。災害時要援護者の把握と情報管理を検討します。

¹⁵⁾ 本来は人事評価の用語で、成果評価と分けて行われる評価。成果がでる過程において、どのような価値が顕在したかという視点でなされる。

¹⁶⁾ 道路や建物の入り口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人などが社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。

¹⁷⁾ 何らかの支えを必要とする方に、自治会・町内会等、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの福祉活動を調整することにより生活支援を行い問題解決に努め、それで解決できない場合は相談支援専門機関を紹介する調整役。

¹⁸⁾ 保健、福祉、介護、医療などあらゆる分野について総合的に相談できる体制。

¹⁹⁾ 企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。

²⁰⁾ 福祉サービス等の提供や、地域住民等の福祉の担い手が行う取組みを、効率的に行うための区域設定。

